

第3章

都市づくりの方針

都市づくりの理念と目標、将来都市像の実現に向けて、わがまち栗東の風景を百年先の次代へと継承していく長期的な視点のもと、部門別の方針を明らかにしています。

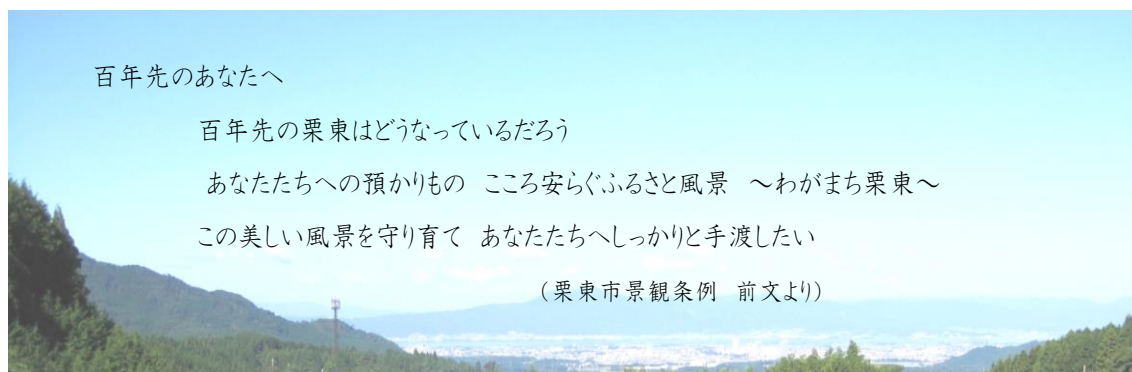
1. 景観まちづくりの方針
2. 計画的な土地利用の方針
3. 交通の環境づくりの方針
4. 花と緑のまちづくりの方針
5. 安全・安心まちづくりの方針
6. 生活環境づくりの方針
7. 交流のまちづくりの方針

1. 景観まちづくりの方針

(1) 景観づくりの基本的な考え方

本市ではこれまでの、経済性や利便性を重視したまちづくりだけでなく、心のゆとりややすらぎ、快適性や暮らしやすさ、地域への誇りや愛着などをさらに高めていくために、「百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画」（以下、「百年計画」）の策定、「栗東市景観条例」の制定に取り組んできました。

景観行政団体として景観計画や景観条例に基づき、先人より受け継いだ美しい山々や田園、潤いがあふれる河辺や水面、歴史文化が漂う街道や集落、そして交通の要衝に息づく活力に満ちた都市空間など、わがまち栗東の風景を、今を生きる私たち市民が次世代に継承していきます。



1) 人間性豊かなあたたかい景観づくり

- ・景観は、人々が生活し、働き、やすらぐ都市の空間の表層を現すものであるため、やすらぎやゆとり、歴史性や文化的な雰囲気を感じることができる、人間性豊かなあたたかい景観づくりを進めます。

2) 個性豊かな景観づくり

- ・風格が感じられる景観を育んでいくためには、本市固有の地形条件や歴史・文化資源を活かし、育まれてきた風土や市民の気質に調和した個性豊かな景観づくりを進めます。

3) 戦略的・計画的な景観づくり

- ・景観は、長い年月により整えられて地域固有の風景や風土を形成するため、長期的な視野を持ち、モデル地区を設定し実践していくとともに、地域の活動を全市的に波及させるなど、戦略的・計画的に景観づくりを進めます。

4) 市民主役の景観づくり

- ・百年先の風格を育む景観づくりのためには、市民一人ひとりの主体的な取組が不可欠となるため、地域への誇りと愛着、市民の主体性をやさしく育みながら、市民と行政が協働して実践する市民主役の景観づくりを進めます。

(2) 景観づくりの基本方針

1) 基本となるステージの設定

- ・本市の景観は、多様な都市機能が集積し様々な都市活動が行われている市街地と、南部の阿星・金勝連峰を中心とした山地・丘陵地、市街地近くに点在する里山環境、これらの周囲に広がる田園や河川などの自然環境によって構成されています。
- ・「風格都市栗東」を実現していくためには、ステージ（場）の景観特性を踏まえつつ、本市固有の生活や文化に配慮した景観づくりに取り組む必要があるため、以下のとおり、今後の景観づくりの土台となる空間構成を位置づけます。

風格都市栗東

～百年先の風格を育む景観づくり～

■ 風格共生ステージ

- ・湖南地域の背景となる緑の山並み、その周囲に広がる田園や農村集落、市街地近くに点在する里山、穏やかな河川環境は、本市固有の貴重な財産であり、市民の心象風景となっています。
- ・これらの骨格となる空間は、すでに固有の風土を形成しているため、今後は、保全や維持・管理を基調としつつ、適切な整備による固有の景観づくりに取り組みます。



■ 風格創造ステージ

[生活と憩いのステージ]

- ・市民の日常生活の基本となる市街地は、個々の建築物とともに、道路や公園などの都市施設、歴史・文化資源など、様々な景観構成要素を適切に誘導しながら、固有の景観を創造していくことが求められます。
- ・このステージでは、市民や事業者の一人ひとりの身近な景観づくりへの主体的な取り組みが不可欠であるため、これらの活動を支える行政との連携などにより、心やすらぐ景観づくりに取り組みます。



[交流と潤いのステージ]

- ・多様かつ高度な都市機能が集積し、活力ある様々な都市活動が行われるこのステージは、本市の顔となる重要な空間であり、統一感や地域の個性が感じられ、活力やにぎわいの中にやすらぎが感じられる景観づくりを先導的に進めます。
- ・百年先を見据えた戦略的・計画的な視点を持ち、市民、事業者、行政が協働して創造的な活動を実践し、心やすらぐ景観づくり、風格ある景観づくりに取り組みます。



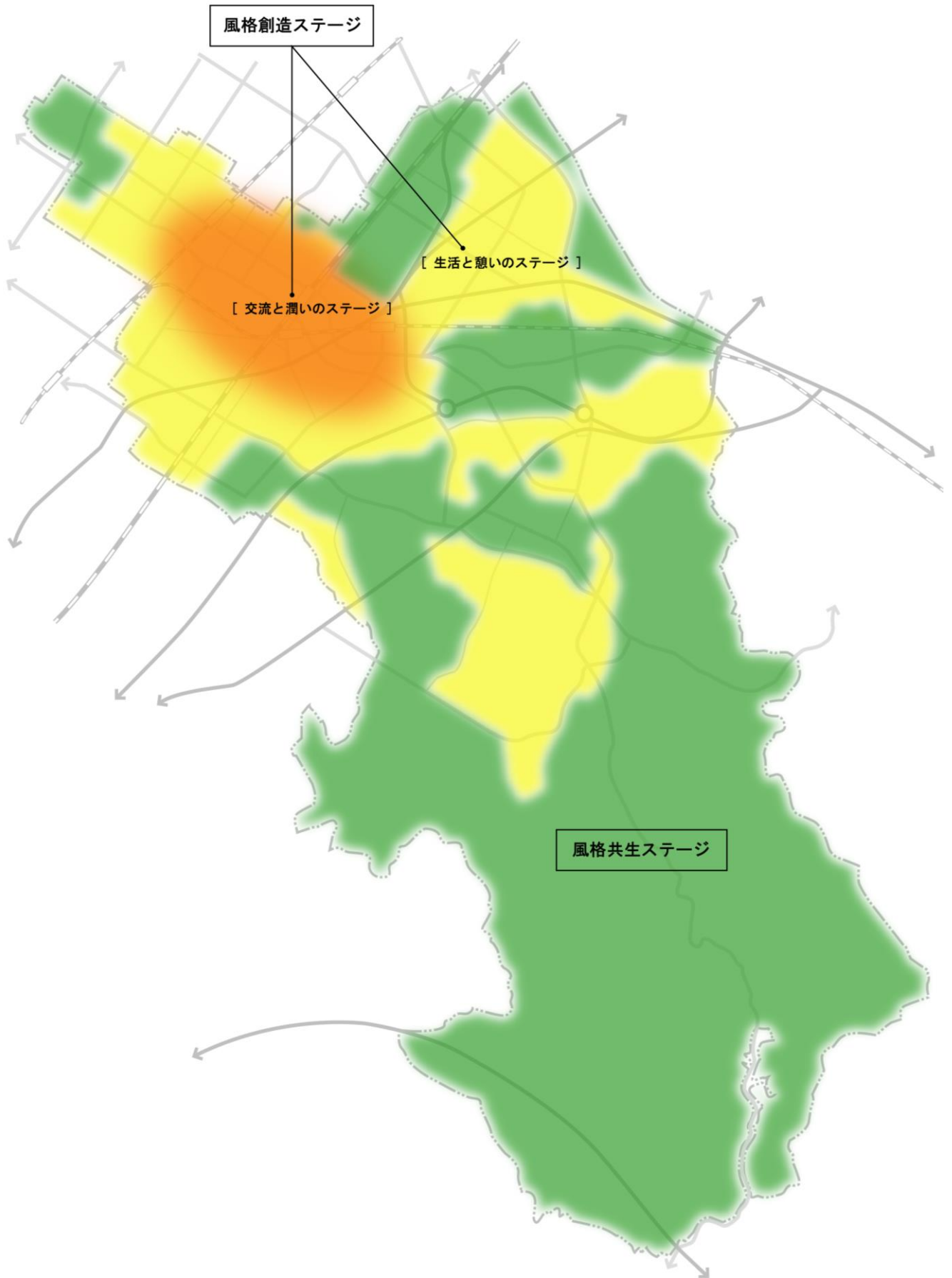
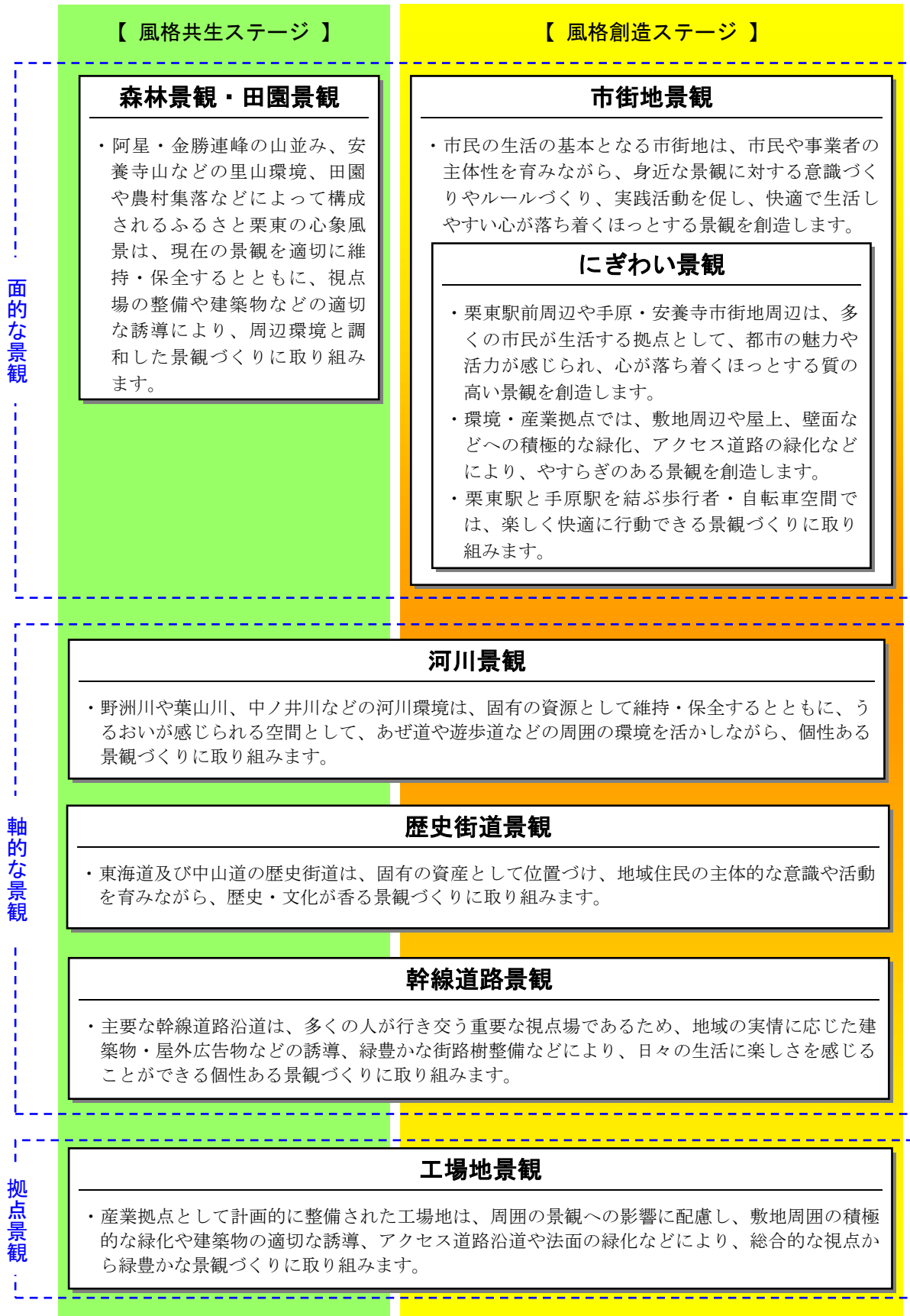


図 ステージ設定方針図

2) エリア設定と基本方針

- ・基本となるステージの景観づくりの方向性を踏まえ、森林や田園、河川、歴史街道、市街地、工業地、幹線道路沿道など、まとまりのあるエリアごとに景観づくりの方針を示します。



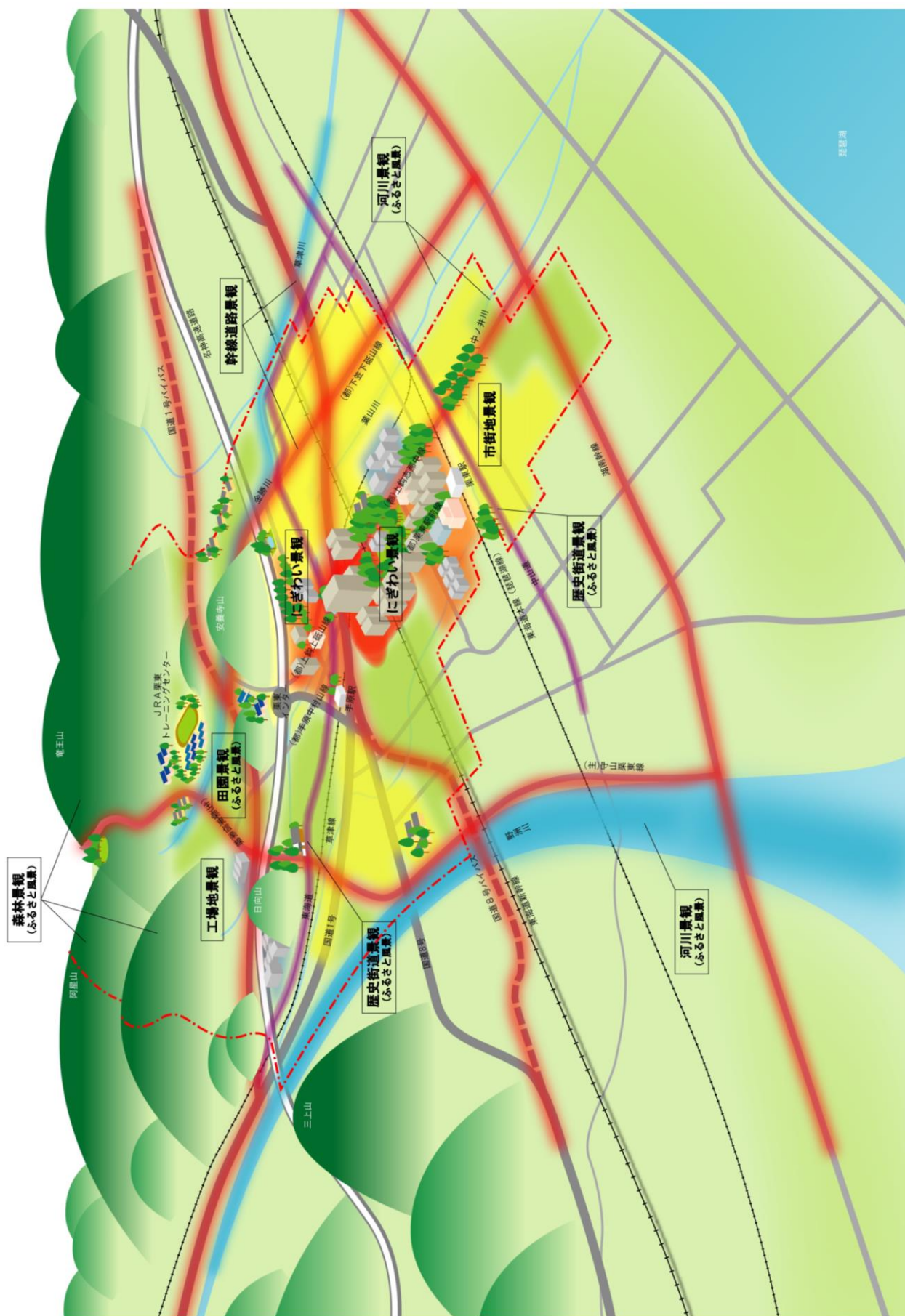


図 風格の土台となる景観形成イメージ（超長期）

(3) 市民が主役になった景観まちづくりの推進方策

1) 景観まちづくりに関する市民の意識づくり

- ・地域への誇りや愛着、地域の活力や元気を高めていくため、積極的な情報発信、「堂々！！りっとう景観記念日」や市民向け講座の開催、現在取り組まれている市民主体の活動の波及効果を図るなど、市民が主体的に身近な景観づくりに取り組む意識づくりや雰囲気づくりを進めます。

表 市民主体となった景観づくりの取組

堂々りっとう景観記念日 ・毎年10月10日を「堂々りっとう景観記念日」と位置づけ、景観に関するイベントや意識啓発に取り組んでいます。 	安養寺景観まちづくり協議会 ・平成24年5月に景観法に基づいた「安養寺景観まちづくり協議会」が設立され、地域が主体となって様々な取組が展開されています。 
東海道ほっこりまつり ・車の通過交通が多い旧東海道を年に1回のみ、歩行者天国にし、東海道をゆっくり歩いてみたいという想いから取組が開始され、現在では地域を中心とした実行委員会が運営されています。 	花と緑のガーデン事業 ・本市では花と緑豊かな街並みが形成され、日々の暮らしの中に潤いを感じる景観づくりを目指し、「ガーデニング講座」の企画・実施を通して、市民による自主的な花と緑の活動を支援しています。 

2) 特色ある景観づくりの推進

- ・市民主役の景観づくりを基本としつつ、景観法に基づく百年計画や栗東市景観条例に即して、地域の個性を大切にした特色ある景観づくりを進めます。
- ・本市は、阿星・金勝の山並みから田園や農村集落、里山、歴史街道など、特色ある景観特性を有していることから、景観地区や景観協定などの景観法をはじめ、景観農業振興地域整備計画の策定、歴史まちづくり法や文化財保護法などに基づく制度や施策の活用により、地域の個性を活かした景観づくりを進めます。



東海道景観形成推進地域

2. 計画的な土地利用の方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

土地は生活、生産などすべての活動の基盤となる市民の共有資源です。この限りある資源の有効利用により、全市的な発展を目指すため、長期的な視点に立ち、森林、田園、里山、市街地それぞれの地域特性を活かした計画的な土地利用を推進します。

1) 都市の風格を育む土地利用

- ・地域それぞれの環境、施設の配置状況を踏まえた土地利用の規制・誘導に取り組みます。道路や公園などの公共空間と各種施設が一体となった景観創出により、都市の風格を育みます。
- ・新たな市街地整備に際しては、本市の都市資産として誇りに思えるような、緑豊かでゆとりある市街地形成を目指します。
- ・地域住民の主体的な取組による地域文化や歴史と調和した街並みづくりを推進します。

2) 自然環境の保全、活用

- ・森林や田園、里山など恵まれた自然環境を将来にわたって維持、保全するとともに、その魅力を多くの人が味わうことができるように、観光交流や多自然居住の実現に必要な開発を適切に誘導します。
- ・市街化調整区域では、自然環境及び集落景観の維持・保全を原則としつつ、地域の実情に合わせた地区計画制度（既存集落型に限る）を活用することにより、地域活力を維持するなど、良好な居住環境の維持、形成を図ります。

3) 便利で快適に暮らせる本市の“核”づくり～ 都心風格エリア ～

- ・市街地中心部に集積する都市機能、都市基盤を効率良く活用しながら、子どもから高齢者まで誰もが安心・快適に暮らせる市街地形成を進めます。
- ・3つの拠点「都心居住拠点」、「生活文化拠点」、「環境・産業拠点」でのそれぞれの特性を踏まえた魅力ある市街地を形成します。
- ・公共交通機関の充実や歩行者・自転車空間の形成により、都心風格エリアでの交流・連携の創出を目指します。

4) スマートグロース（賢い成長）を基本とした市街地拡大

- ・人口や活力の受け皿となる新市街地の形成については、本市の資源である郊外部の自然環境、景観の保全、長期的な都市基盤の維持、更新費用の抑制のバランスを図りつつ、人口増加傾向などを慎重に見極め、スマートグロース（賢い成長）の考え方のもとで計画的に進めます。
- ・新市街地の整備にあたっては、都市基盤整備の進展や地域のまちづくりの熟度の高まり等に加え、社会資本の効率的・効果的な整備に向けたPPP*など民間活力の活用、地区計画制度の活用等を基本とし、全市的な発展に繋がる土地利用を目指します。

※PPP：

公民が連携して公共サービスの提供を行う事業のこと。Public Private Partnership の略

(2) 土地利用の類型化と配置方針

土地利用の基本的な考え方にに基づき、本市全体を土地利用のまとまりによって区分し、配置していきます。

専 用 住 宅 地	・主に市街地の縁辺部にあり、幹線道路に面していない住宅地は、低層の戸建住宅を中心としたゆとりある住宅地の形成を図ります。 ・敷地の緑化など良好な住宅地景観の形成を推進します。
都 心 住 宅 地	・多様な都市機能を利用しやすい都心住宅地は、人口の集積を進めるとともに、歩行者・自転車空間の充実や身近な緑の確保など、自動車などに頼らなくても快適に暮らせる居住環境づくりを目指します。
一 般 住 宅 地	・一般住宅地は、中小の商業施設、事務所と居住環境の調和を図ります。工場については、住宅地に立地することが適当な生活に密着した小規模なもの以外は、市内の工業集積地への移転・集約を促進します。
環 境・産 業 業 務 地	・栗東駅と手原駅を繋ぐ環境・産業業務地は、都市基盤整備を進めつつ、環境分野や付加価値の高い新技術を活用した新規産業の立地を促進します。 ・物流機能や産業系機能を補う生活関連機能の土地利用を促進します。
複 合 系 商 業 地	・栗東駅周辺や手原駅周辺などの人口・都市機能集積地区は、人が行き交い、活力が感じられる商業・文化・芸術などの都市機能と居住機能が共存する高密度で魅力的な市街地形成を進めます。 ・幹線道路沿道などで商業施設が集積している地区は、道路特性に応じた商業・沿道サービス機能の誘導、周辺環境との調和を図ります。
工 業 流 通 業 務 地	・栗東工業団地や栗東東部工業団地は、周辺環境との調和に配慮しつつ工業の利便性向上を図ります。 ・国道1号沿いなどでは、広域交通の利便性を活かし、運輸・流通関連機能の維持・集積を図ります。 ・栗東湖南IC周辺は、交通利便性を活かし、周辺環境との調和を図りつつ、企業誘致や市街地内の工場移転などを促進し、一団の工業地の形成を進めます。 ・産業立地のポテンシャルが高い地域については、計画的かつ周辺環境との調和に配慮しながら、新たな産業機能の集積を促進します。
田 園 地 域	・市街地外に広がる農地は、ふるさとの風景を構成するだけでなく、消費者への安全・安心な食料の提供、将来的な食料自給率の向上を支える重要な要素であるため、維持・保全を図るとともに、市民農園の開設など、交流の場としての活用も検討します。特に、ほ場整備済み農地等の集団農地については、生産性や効率性を向上する観点から、適切な保全に努めます。 ・田園地域内の集落は、今後とも居住環境の向上を進めます。 ・都市基盤整備の進展や地域のまちづくりの熟度の高まり等により、産業振興など更なるまちの活力や賑わいの創出等の点においてポテンシャルが高まる地域においては、周囲の自然環境や都市的土地利用状況との調和、円滑な自動車交通環境の維持・改善を基本としつつ、将来的な都市的土地利用の可能性について検討を行います。
森 林 地 域	・南部に広がる金勝山系の山地丘陵部や安養寺山、日向山などの市街地に近接する里山の自然環境を将来にわたって維持するとともに、環境学習や健康づくりの場、眺望を楽しむ場として活用を図ります。 ・田園地域と同様に、ポテンシャルが高まる地域においては、将来的な都市的土地利用の可能性について検討を行います。
JRA栗東トレーニングセンター	・競走馬を調教するうえで望ましい環境づくりに努めます。
レ ク リ エ ー シ ョ ン ゾ ン	・道の駅こんぜの里りっとうや森遊館一帯をレクリエーションゾーンに位置づけ、機能充実を図ります。 ・栗東健康運動公園は市内外の人々が多様な交流や日常的な憩いを楽しめる場として整備を進めます。 ・既存のゴルフ場は、今後も、まとまった残置森林機能やレジャー機能の維持を誘導します。

(3) 土地利用の誘導方策と整備手法

地域の特性を活かした暮らしやすい都市の実現に向けて、以下の土地利用誘導に重点的に取り組みます。

●コンパクトプラスネットワークの都市づくりの推進

- ・今後、暫くは人口微増傾向が続くものの、将来の人口減少・高齢社会の到来を見据え、自動車に過度に頼らずに便利で快適に日常生活を送ることができるコンパクトプラスネットワークの都市づくりを進めます。
- ・栗東駅、手原駅、徒歩や自転車でアクセスできる地域の拠点を中心に日常生活を支える都市機能の集積を図り、コンパクトで高密度な市街地形成を図るとともに、周辺の市街地とを結ぶ公共交通ネットワークや徒歩・自転車空間を維持、充実します。
- ・工業系用途地域では、主として工業の業務の利便を増進する地域であることから、共同住宅の立地について、開発許可の適切な運用を検討します。

●市街化調整区域における開発の適正な規制・誘導

- ・市街化調整区域は、本来、市街化を抑制する区域であるため、本市の良好な自然環境や集落環境の維持・保全を原則として、開発や建築活動を規制します。
- ・農山村集落などで、地域の活力低下が見られる地区では、空家等の利活用を促進する制度の検討や既存集落型の地区計画制度や都市計画法第 34 条 11 号及び 12 号の活用により、住宅開発を適切に誘導し、集落コミュニティの活力維持を図ります。
- ・既存の住宅団地などにおいては、地域住民の合意形成を前提としつつ、運用基準に基づいた宅地活用継続型、駅近接型、計画整備型の地区計画制度の活用により、秩序ある土地利用の形成を図ります（将来市街地として想定する地区に限る）。

■栗東市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準における類型

①既存集落型

一団の街区を形成する既存集落及びその周辺において必要な公共施設等の整備が担保されており、良好な住環境を形成することが可能な地区で、集落のコミュニティを維持する必要性があると認められる地区

②宅地活用継続型

ア 既存集落を除いて、既に造成されている住宅団地等における地区

イ 工場、事業所等の立地により既に宅地化されている地区又は法及びその他の法律により整備された地区において、周辺環境との調和を図りながら継続的な土地利用を図ることが必要と認められる地区

③駅近接型

鉄道駅から概ね 1 キロメートル以内の地域で、既に住宅が点在している地区（計画地の中心部分が含まれるものに限る。）において、地域の特性を活かし、住宅及び居住者のための利便施設等を計画的に配置していく必要があると認められる地区

④計画整備型

産業の振興その他都市機能の維持・増進を図るため、都市計画マスタープラン等の上位計画を踏まえて、工業系土地利用等の個別具体的な土地利用の方針が定められている地域において、この方針に基づく土地利用を適切に誘導し、秩序ある街区環境の形成を図る地区（市長が法第 12 条の 5 第 1 項第 2 号に規定する地区計画の適用区域のいずれかに該当すると認め、かつ、地区計画制度の活用を図ることが適当であると認める場合に限る。）

●都心風格エリアの魅力の向上、都心居住の推進

- ・都心居住拠点、生活文化拠点、環境・産業拠点では、商業・業務、産業、文化、交流など多様な都市機能を集約するとともに、幹線道路の整備や公共交通の充実により、拠点間相互の連携、周辺からのアクセス性を高め、それら都市機能を気軽に利用できる環境づくりを進めます。
- ・水辺や緑などおいしい豊かな都市空間の創出、歩きたいと思える楽しい街並みや歩行者空間づくり、既存ストックの有効活用による市民などの交流促進により、賑わいの創出を図ります。
- ・都市機能の集積地区に、徒歩で行ける範囲において住宅供給促進、子育てしやすい居住環境整備などの多様な機能を確保し、都心居住を誘導します。

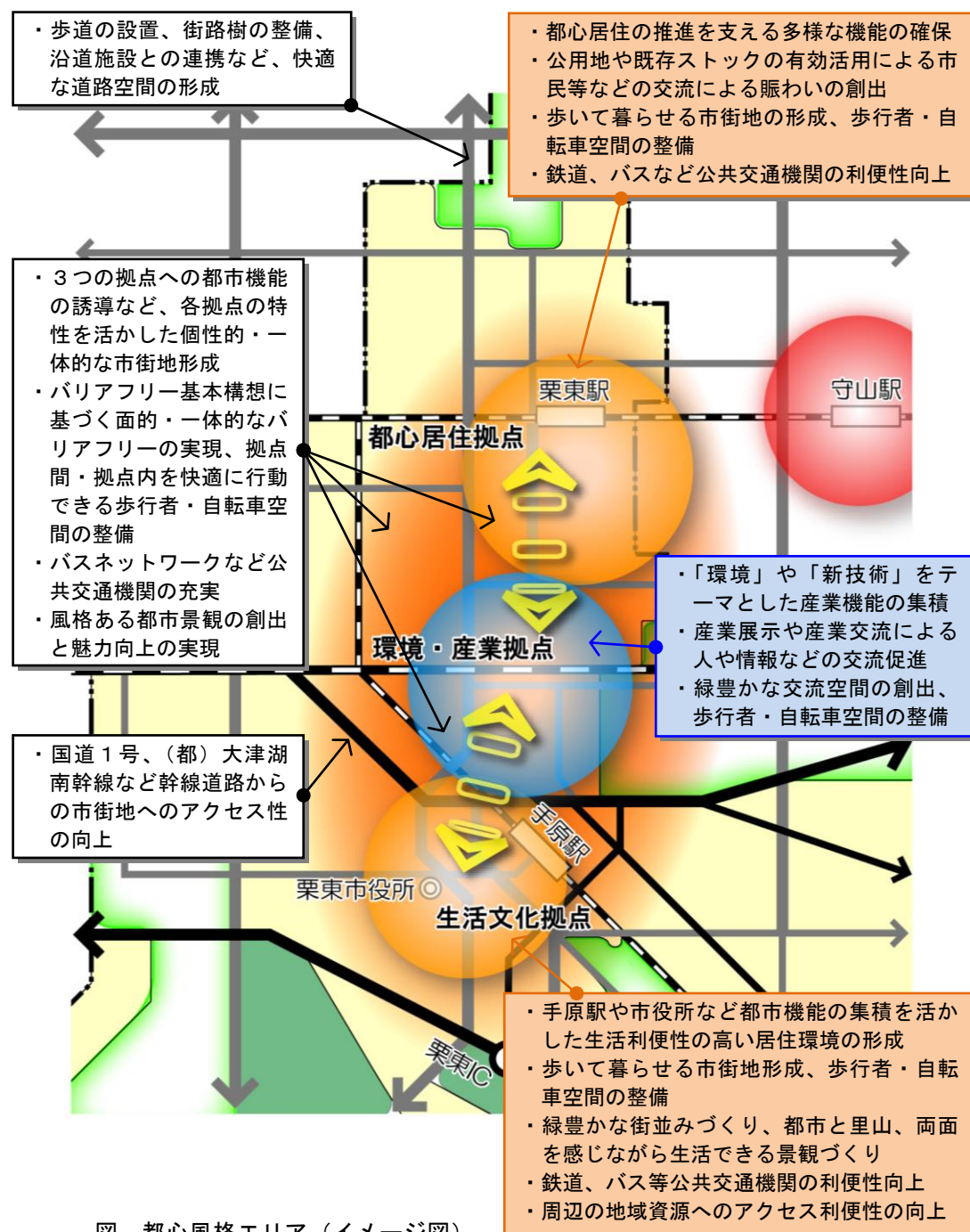


図 都心風格エリア (イメージ図)

●工場等企業立地の推進

- ・まちづくり基本構想（後継プラン）の実施により集積した新技術関連産業に関する物流等産業の集積を図るとともに、地区計画制度の活用などにより、従業員などの生活関連機能の配置や緑化の推進などに取り組みます。
- ・市街化区域内の工業系用途地域における未利用地は少ない状況となり、工場等企業の立地にあたっては、本市の産業立地に係る方針等となる（仮称）企業立地推進計画に基づき、居住環境に配慮した土地利用を推進します。

●大規模集客施設の立地誘導

- ・大規模集客施設は立地位置により都市構造に重大な影響を与えることから、環境面などからの判断に加え、広域的な立地のバランスや既存商業機能との役割分担、交通利便性などの都市政策的な判断からも立地適正を判断、誘導します。
- ・複合系商業地を立地適地として想定するとともに、具体的な立地にあたっては、都市景観、環境負荷の低減、ユニバーサルデザインへの配慮、撤退時の対応策など総合的な見地からまちづくりとの連携を求めます。

●市街化区域内の農地など低・未利用地の有効利用

- ・市街化区域内において、農地などの都市的低・未利用地が多く存在する地区では、今後のまちづくりを地区住民が主体的に検討する場を設けるなど、その地区の個性を活かした土地利用の方針やその実現に向けての整備手法を明確にして、低・未利用地の解消を図ります。

●住宅市街地内に散在する工業地の移転誘導

- ・住宅市街地内に散在する比較的小規模な工業地は、交通利便性など産業環境に恵まれた市域内の適地に移転を誘導し、まとまりのある良好な環境の住宅地及び工業流通業務地の形成を図ります。
- ・工場の移転や廃業などにより発生した未利用地は、周辺環境との調和、道路など都市基盤の整備状況を踏まえて、土地利用を適切に誘導します。

●歴史的環境を有する地区のまちづくり

- ・東海道及び中山道など伝統的建造物や歴史的な雰囲気のある街並みが残る地区では、地区住民による街並みの保全、修復に向けた活動を支援するとともに、それらの活動と連携した公共空間の修景に取り組めます。

●地域住民が主体となった地域の良い土地利用の形成に向けた取組

- ・市民の暮らしやすさの向上など、地域の良い土地利用を形成していくため、市民の身近な土地利用に対する主体的な意識や行動を育むとともに、都市計画提案制度や地区計画の申出制度など、市民の取組を支える都市計画制度の活用促進に努めます。
- ・地域に応じた良好な景観の形成を図り、暮らしやすい地域づくりのため、市民の主体的な景観協定の活用促進に努めます。
- ・市民や地域コミュニティの主体的な取組を基本としつつ、企業、まちづくり団体、行政など多様な主体が連携・協力し合いながら、生活環境の保全・改善を実践します。

(4) 将来市街地規模

本市は高齢化の深刻化や来たる人口減少を見据え、市民生活の利便性を維持・向上するため、持続可能な都市づくりを目指し、駅などの公共交通や市役所周辺など日常生活の拠点に、生活サービス機能や居住を緩やかに誘導するとともに、インフラ整備やまちづくりと連携して地域公共交通ネットワークを再構築するコンパクトプラスネットワークの考えを基本に、将来の市街地規模を想定し、計画的な市街地の拡大を進めます。

●市街地拡大の考え方

- ・UIJ ターンなどの人口増加を受け止める住宅地を確保するため、宅地需要量を慎重に見極めつつ、現在の市街地に隣接した地区などで、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区を市街化区域に編入します。
- ・商業系・工業系の市街地は、広域幹線道路の配置状況、周辺土地利用などを踏まえ、産業利便性の高い地区においてまとまりのある一団の市街化区域の形成を図ります。
- ・市街地拡大にあたっては、浸水被害やがけ崩れなどの水害・土砂災害に対する安全性、水源涵養地の保全などの観点から、市街化適地を検討します。

●目標年次における将来市街地面積

表 目標年次における将来市街地面積

	都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域	
H17	5,275.0ha	100.0%	1,380.3ha	26.2%	3,894.7ha	73.8%
H27	5,269.0ha	100.0%	1,405.5ha	26.7%	3,863.5ha	73.3%
R12	5,269.0ha	100.0%	1,521.0ha (+115.5ha)	28.9%	3,748.0ha (-115.5ha)	71.1%

※平成26年10月1日、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より面積測定方法が変更されたことに伴う面積の減少

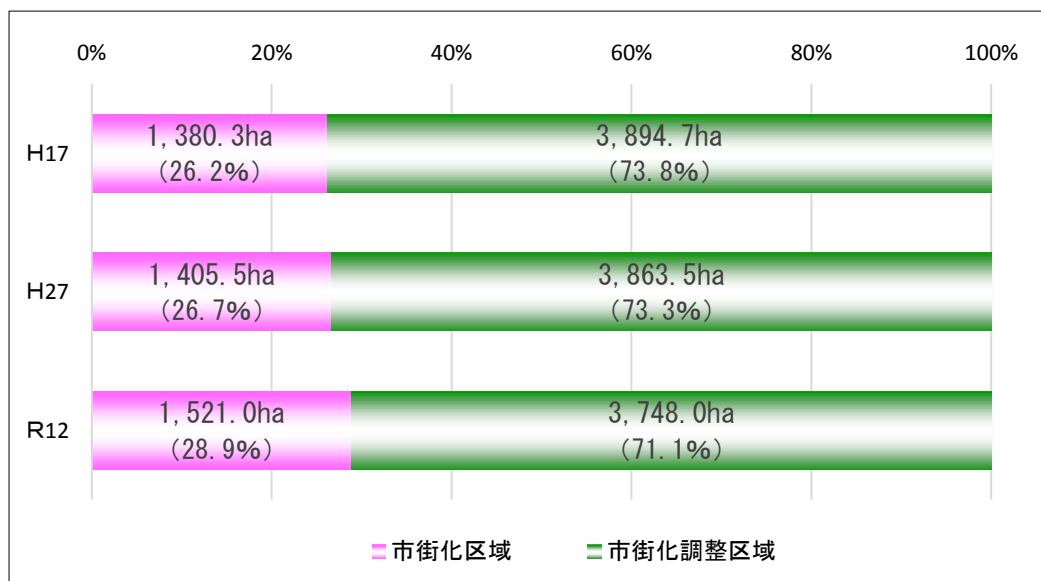


図 目標年次における市街地面積の割合

●市街地拡大予定地区と市街地像

	拡大 予定地区	図面 番号 (順不同)	地区の市街地像
令和12年までの市街地拡大予定	六地藏・伊勢落 77.2ha	1	・(都)山手幹線、栗東湖南IC整備による広域交通の利便性を活かした産業用地として東部まちづくり総合整備計画に位置づけられた地区 ・特定保留区域（大津湖南都市計画区域第5回定期見直し）のため、事業計画の深度化を図り、計画的な工業流通業務地の形成を図る
	小野A 7.6ha	2	・手原駅に近接し、市街化調整区域における地区計画制度による一団の住宅地が形成されるなど、市街化が進みつつある地区 ・市街化区域に編入し、道路などの整備を進め、一般住宅地の形成を図る
	小野B 2.3ha	3	・手原駅に近接し、市街化調整区域における地区計画制度によって一団の住宅地が形成された地区 ・市街化区域に編入し、一般住宅地の形成を図る
	野尻 4ha	4	・栗東駅前の都心居住拠点に隣接し、既存集落が立地する地区 ・大宝東小学校など周辺の環境や景観との調和を図りつつ、隣接する市街化区域と一体的な市街地形成を図る
	北中小路A 4.6ha	5	・栗東駅に近接し、市街化調整区域における地区計画制度による一団の住宅地が形成され、(都)大門野尻線、(市)霊仙寺北中小路線の整備により生活利便性が高まる地区 ・周辺の環境や景観との調和を図りつつ、隣接する市街化区域と一体的に良好な市街地形成を図る
	北中小路B 5.4ha	6	・栗東駅に近接し、(都)大門野尻線、(市)霊仙寺北中小路線の整備により生活利便性が高まる地区 ・周辺の環境や景観との調和を図りつつ、隣接する市街化区域と一体的に良好な市街地形成を図る
	北中小路C 14.4ha	7	・(都)大津湖南幹線、(都)上鉤志那中線等に近接し、交通の利便性が良く、産業立地のポテンシャルが高い地区 ・周辺環境や景観との調和を図りつつ、計画的な工業流通業務地の形成を図る

※区域区分の変更については、原則として、大津湖南都市計画の定期見直しに合わせて実施する。

※市街化調整区域の地区計画制度については、関係機関との協議・調整が整ったもののみを対象とする。

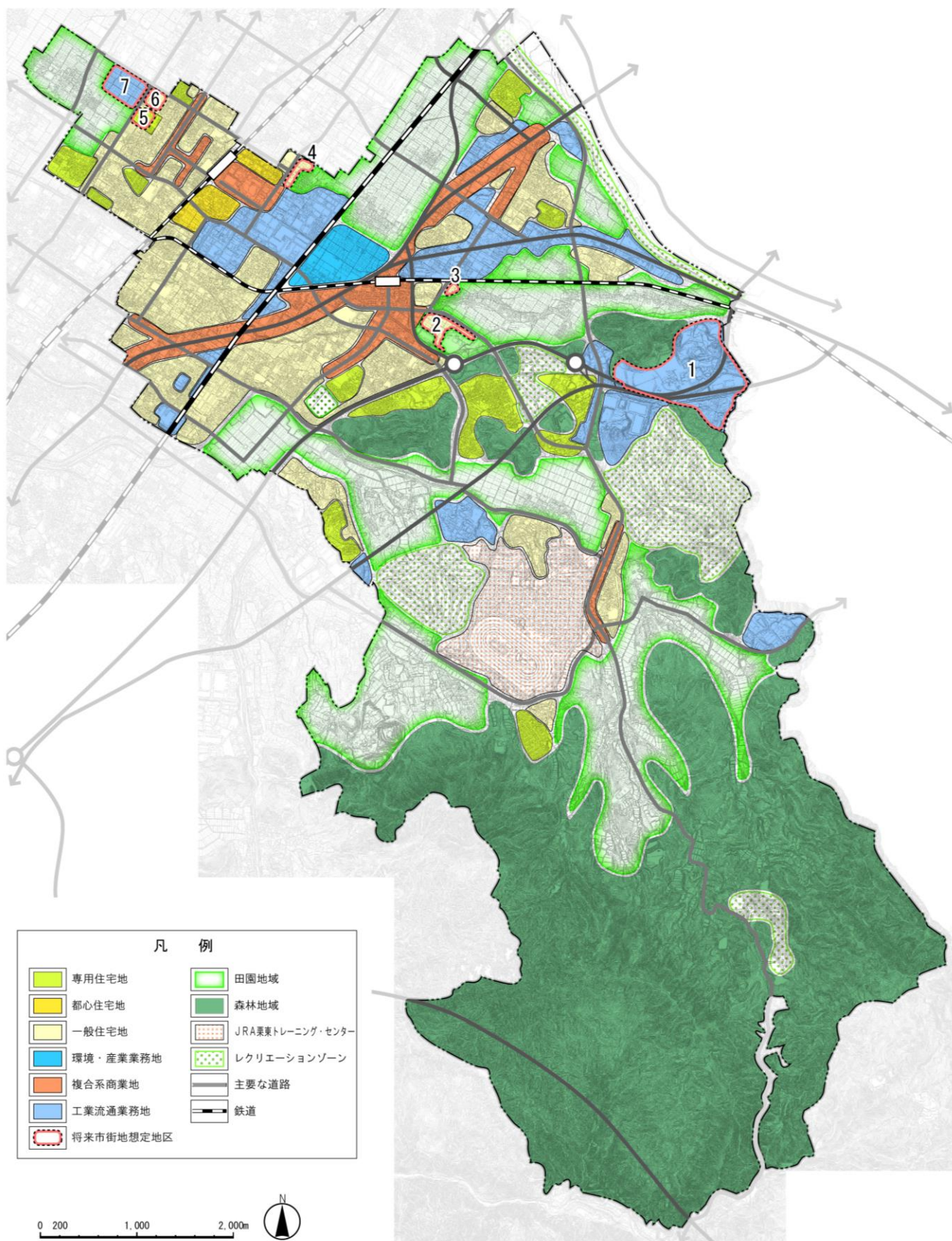


図 将来土地利用方針図（令和12年目標）

3. 交通の環境づくりの方針

※リダンダンシー：

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全に繋がらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

(1) 交通体系整備の基本的な考え方

1) 都市の風格を育むための道路網づくり

- ・これまでに整備されてきた道路ストックを最大限に活用するとともに、広域的な幹線道路から生活道路に至るまで各段階別のそれぞれの機能が適切に発揮され、すべての人が利用しやすい道路網づくりに戦略的・計画的に取り組めます。
- ・幹線道路沿道などにおける計画的な土地利用の規制・誘導によりふるさと景観の保全を図りながら、街路樹の整備や歩道の拡幅などにより、ゆとりとうるおいのある歩行空間の充実に取り組めます。
- ・災害時にもライフラインが充分機能するよう、リダンダンシー※（インフラの多重化）の視点も踏まえ、市街地の安全性を高める道路網づくりに取り組めます。

2) 都市の活力を支える骨格道路の整備推進

- ・国道1号・8号バイパスといった国土レベルの広域幹線道路の整備をはじめ、大津市や草津市、守山市などの周辺都市との連携を強化する道路整備、都心風格エリアの魅力や活力を支える道路整備を促進します。
- ・(都)上鉤志那中線や(主)栗東信楽線など、琵琶湖から市街地中心部や名神栗東IC、金勝山系を結ぶ環境共生軸においては、沿道地域の特色や土地利用との調和に配慮しつつ、円滑な人やモノの交流・循環を支える道路整備を促進します。

3) 安全で快適な道路空間の確保、交通手段の実現

- ・持続可能な地域社会の実現に向けて、誰もが安全・安心に歩いて暮らせるよう、安全で快適な歩行者・自転車利用者空間の確保、技術革新の新たな交通システムの活用による効率的かつ利便性の高い公共交通ネットワークの充実化を検討します。
- ・市街地中心部や通学路、交通結節点、公共施設周辺など歩行者が多い路線を中心に、ネットワークを考慮した歩きたくなる緑豊かな歩道の実現を図ります。
- ・草津線の複線化や琵琶湖線の複々線化など鉄道の利便性向上や、鉄道駅周辺及び隣接都市中心部を結ぶ民間活力を活かしたバスネットワークの充実とともに、鉄道駅やバス停などの分かりやすく、利用しやすい環境づくりに取り組めます。

4) 市民参画の推進、道路整備・維持管理の計画的な対応

- ・市民主役のまちづくりへの転換が強く求められており、道路についても、計画段階における意見反映機会の創出、道路整備時における協力、整備後の道路の有効活用など、市民と行政の協働、連携を推進します。
- ・少子高齢化の進展や公共投資への制約が強まる社会情勢を踏まえ、今後の道路整備にあたっては、必要となる道路整備を見極め、計画的かつ円滑な事業推進に取り組むとともに、社会資本の適切な維持・管理（アセットマネジメント※）の考え方の導入による適切な維持管理や橋梁などを含めた施設の長寿命化に努めます。

※アセットマネジメント：

道路管理において、橋梁、トンネル、舗装等を道路資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することで、最も費用対効果の高い維持管理を行うこと。アセットマネジメントの導入により、更新時期の平準化と費用の最小化を図りながら、対症療法型から予防保全型の道路管理への転換が可能となる。

(2) 道路網の整備方針

1) 都市構造上の位置づけ

●広域連携軸を担う国土幹線道路

- ・広域交通を処理し、国土形成の一翼を担う国土幹線道路として、名神高速道路、新名神高速道路、国道1号、国道1号バイパス、国道8号、国道8号バイパス、(都)大津湖南幹線を位置づけます。

●環境共生軸を担い市街地中心部と自然環境の2極を結ぶ道路

- ・市街地中心部及び周辺都市と名神栗東IC、金勝山系、あるいは琵琶湖方面を結び、人、情報、経済の交流、循環を支える環境共生軸として、(都)上鉤志那中線、(都)上鉤上砥山線、(都)手原中村線、(都)下笠下砥山線、(都)片岡栗東線、(都)野洲川幹線、(県)川辺御園線、(主)栗東信楽線を位置づけます。

●市街地中心部の生活利便性を高める道路

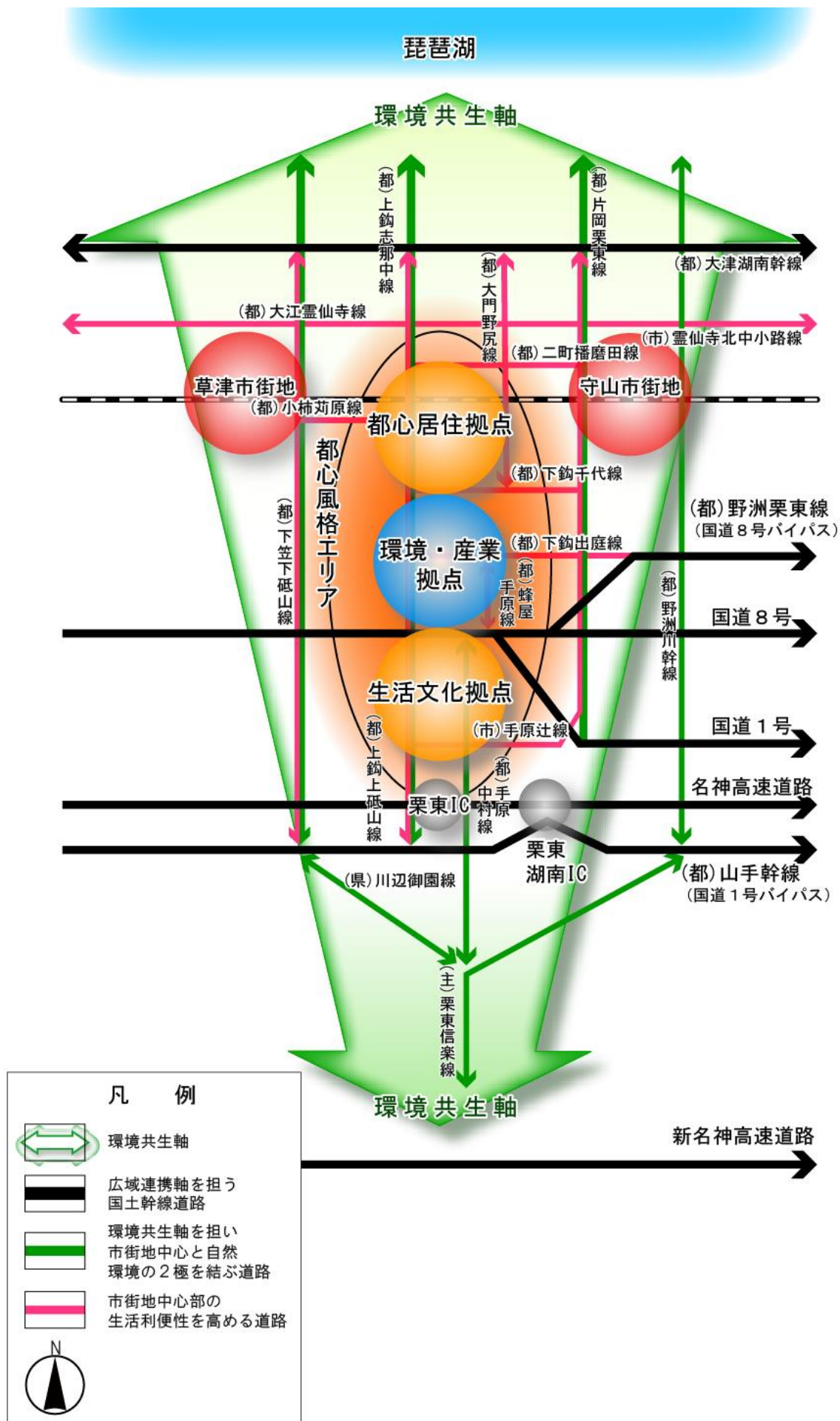
- ・都心居住拠点、生活文化拠点、環境・産業拠点へのアクセス性を向上し、都心居住の利便性を高める道路として、(都)上鉤志那中線、(都)上鉤上砥山線、(都)下笠下砥山線、(都)大門野尻線、(都)片岡栗東線、(都)二町播磨田線、(都)下鉤千代線、(都)小柿苅原線、(都)大江霊仙寺線、(都)下鉤出庭線、(都)蜂屋手原線、(市)霊仙寺北中小路線、(市)手原辻線を位置づけます。
- ・(都)上鉤志那中線は、国道1号、(都)大津湖南幹線から都心居住拠点ならびに環境・産業拠点へのアクセス道路にふさわしい空間機能を備えた道路の実現を目指します。

※(都)：都市計画道路

(主)：主要地方道

(県)：県道

(市)：市道



2) 幹線道路整備の方針

- ・道路は、国道から市民の日常の暮らしを支える身近な道路まで、様々な性格・役割を担うため、当該道路が担う交通機能や都市構造上の位置づけ、関連する事業の進捗状況など多角的な視点から整備の優先順位を検討した上で、財政状況も考慮しながら段階的・効率的な道路整備に努めます。
- ・個別路線の道路整備にあたっては、当該路線が整備されることによって、これに結節する道路の交通環境が変化することも考えられるため、周辺道路への影響を踏まえながら、適切な整備に努めます。
- ・慢性的な交通渋滞が発生している箇所については、警察などの関係機関と連携を図りながら、早期に事業効果が期待できる右左折レーンの設置やバスベ이의設置など、局部的な改良、信号現示の適正化などを総合的に検討し、円滑な交通環境の確保を目指します。
- ・計画決定から長期間経過し、整備の目処が立たない都市計画道路については、当該地域における住民などのニーズをはじめ、代替交通処理の可能性、既存の道路網や土地利用との整合性、計画内容の妥当性・実現性などを勘案し、必要に応じて見直し（廃止・規格変更など）を図ります。
- ・協働によるまちづくりの考え方のもと、今後の具体的な道路整備においても、道路整備の計画・構想段階から市民意向の把握に努め、市民との協力体制による事業の円滑化・工期の短縮に取り組みます。

表 将来道路ネットワークの位置づけ

位置づけ	路線名称		
主 要 幹 線 道 路 ・本市と他都市を結ぶ広域的な交通を支え、本市の骨格となる道路	●国土幹線道路 (都)野洲栗東線(国道8号バイパス) (都)山手幹線(国道1号バイパス) ●その他の主要幹線道路 (都)出庭大篠原線(国道8号) (都)逢坂山三雲線(国道1号) (都)大津湖南幹線 (都)片岡栗東線 (都)下笠下砥山線 (都)野洲川幹線		
幹 線 道 路 ・主要幹線道路から市内各所へアクセスするための道路であり、主として主要幹線道路を繋ぐ道路	(都)野洲川幹線 (都)手原中村線 (都)大江霊仙寺線 (都)山寺辻越線 (主)栗東信楽線	(都)上鉤志那中線 (都)大門野尻線 (都)二町播磨田線 (都)上砥山丸山線 (県)川辺御園線	(都)手原駅新屋敷線 (都)小柿苅原線 (都)下鉤千代線 (都)上鉤上砥山線
補 助 幹 線 道 路 ・住民の生活を支え、住民が主要幹線道路や幹線道路にアクセスするための道路	(都)青地新田坊袋線 (都)小野六地藏線 (都)下戸山灰塚線 (都)栗東駅西口線 (都)上砥山丸山線 (都)美之郷上砥山線	(都)下鉤出庭線 (都)出庭林線 (都)苅原綾線 (都)今市出庭線 (都)宅屋立入線 (主)栗東信楽線	(都)小野伊勢落線 (都)蜂屋手原線 (都)栗東駅前線 (都)片岡栗東線 (都)栗東駅野尻線 (県)高野守山線

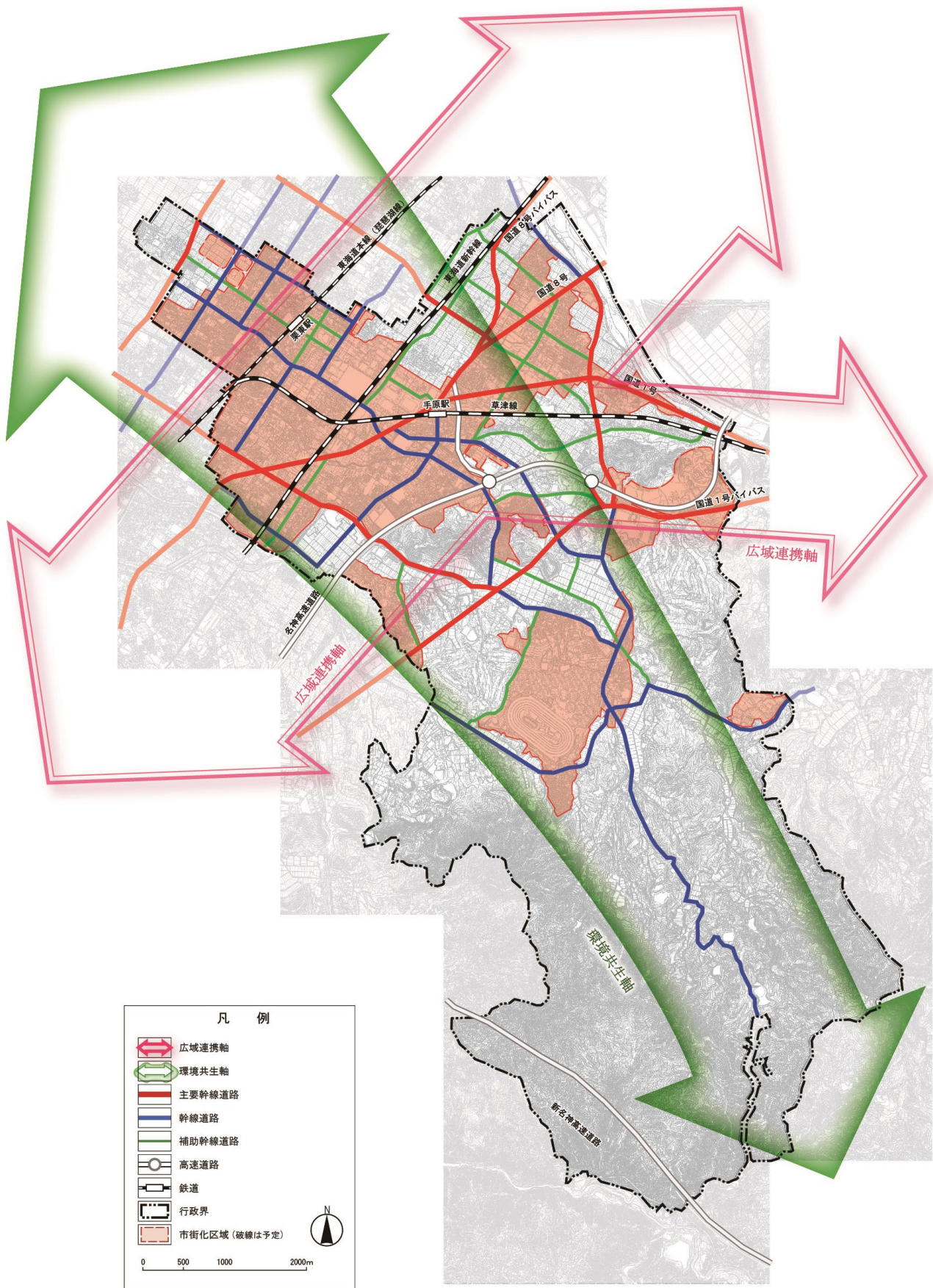


図 将来道路ネットワーク構想図

(3) 歩行者・自転車空間の整備・活用方針

- ・環境負荷の少ないまちづくり、子どもから高齢者まで、すべての市民の快適で安全な日常生活の確保に向けて、ユニバーサルデザインに配慮しつつ、歩行者・自転車空間の整備を進めます。
- ・特に、都心風格エリア内においては、自動車に過度に頼らない交通弱者と地球環境にやさしい都心居住の場を実現する観点からも、歩行者・自転車ネットワークの形成を進めます。また、歩道のバリアフリー化、街路樹の整備、沿道施設と連携した緑化推進などにより、風格を感じさせる街並み形成を進めます。
- ・各都市拠点や小学校、コミュニティセンターなど地域コミュニティ施設の周辺においては、歩行者・自転車利用者の安全で快適な道路環境を確保するため、「あんしん歩行エリア」の活用など、公安委員会や道路管理者などと連携して、歩行空間の充実、総合的な交通事故防止対策を推進します。
- ・自転車を利用しやすい地形条件などを踏まえ、市域の一体感を醸成するネットワークづくりを促進するとともに、鉄道駅におけるレンタサイクルの設置やコミュニティサイクルの導入など、利用促進に向けた環境づくりを進めます。
- ・河川や既存の並木、里山など地域のうるおい資源を活かした魅力的な歩行者・自転車空間の実現に取り組みます。
- ・市民の主体的な健康づくりを推進するため、快適に歩け、楽しむことができる歩行者空間の活用を進めます。

(4) 公共交通機関の整備方針

1) JRの利便性の向上

- ・環境負荷の少ないまちづくりを基本として、JR東海道本線及び草津線の利便性の向上を図るため、栗東駅への新快速列車の停車、草津線の複線化や琵琶湖線の複々線化に繋がる段階的整備、便数の増加や輸送時間の短縮の働きかけを行います。
- ・パークアンドライドの推進など、市民の鉄道利用の拡大を促し、交通混雑の緩和を図ります。
- ・鉄道駅において観光案内所や案内看板などを設置するとともに、鉄道駅から東海道、中山道など地域の歴史・文化資源へのアクセス性の向上などの連携を進めます。

2) バスネットワークの利便性の向上

- ・地域住民の日常生活における移動手段として、今後の道路整備計画や整備状況、財政状況を踏まえた運行の見直しにより、コミュニティバスの効率的・効果的な運行を推進します。
- ・民間バスなどの利便性の向上を図るとともに、民間バスとコミュニティバスとの適切な連携により、利用しやすいバスネットワークの形成を推進します。
- ・鉄道駅などへアクセスしやすい道路空間や、案内看板の充実などにより、鉄道駅やバス停などの分かりやすく、利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・民間活力による観光シャトルバスの運行による市内の観光資源との連携、周辺都市の主要な鉄道駅との連携によるバスネットワークの充実を図ります。

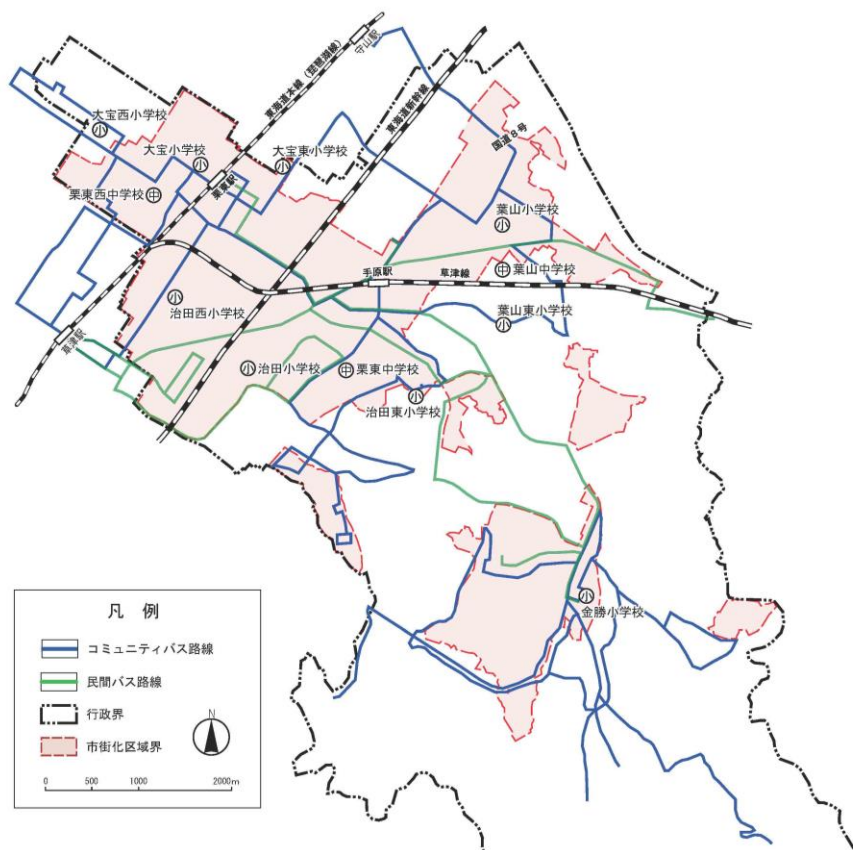


図 バスネットワークの現状 (H28)

(5) 地域が主体となった特色ある道路空間の整備・活用方策

- ・市民が日常的に利用する身近な道路に対する市民の愛護意識を高め、市民主体による道路の美化活動、緑化活動を推進します。
- ・市民の安全を確保し、暮らしやすさを高めるため、市民意識を醸成しながら、歩行者空間の拡大・コミュニティ道路化など、既存ストックを活用した歩行者優先の道路空間づくりを推進します。
- ・地域の身近な道路への愛着を育み、地域固有の景観形成を進めるため、景観計画に基づき、地域の主体的な取組を応援します。
- ・景観形成推進地域では、地区の特性に合わせた心やすらぐ街並み形成に取り組めます。特に、東海道、中山道においては、沿道地区の景観形成の取組と連携し、景観地区に位置づける中で、修景や景観整備など地域が目指す景観像の実現に向けた支援を検討します。



■コミュニティ道路（下鉤甲）



■プランター設置による歩行空間の確保に関する社会実験（中山道）

4. 花と緑のまちづくりの方針

(1) 公園・緑地整備の基本的な考え方

“水”と“緑”は、市民の日常生活に憩いややすらぎをもたらすだけでなく、環境保全、災害時の防災機能、レクリエーション機能、景観形成など多様な機能を有しており、市民の目線からしっかりと“水”と“緑”の環境を保全し、整備していくことが求められます。

このため、市民一人ひとりが“水”と“緑”の大切さを理解し、しっかりと保全し、整え、また市民と行政が互いに協力しながら育むことによって、心がやすらぎ、ほっとするような環境をつくるとともに、その豊かな環境のもとで暮らす心やさしい市民を育てていきます。

(2) 緑の将来像

1) 湖南地域の背景となる緑

- ・阿星・金勝連峰は、湖南地域の背景となる緑として、環境保全や景観形成などの緑の多様な機能を踏まえつつ、恵まれた自然環境を保全し、市民・県民の憩いの場として適切に整備します。
- ・周辺都市を含めた広域的なレクリエーションの場として、また、多様な人々の交流の場として、優れた自然環境などの積極的な情報発信や仕掛けづくりに取り組みます。



■背景となる緑

2) 緑の田園地帯

- ・湖南平野に広がる水田地帯や阿星・金勝連峰の山裾に広がる農地は、地域の心象風景となる貴重な環境であるため、計画的な土地利用に基づいて適切に保全します。



■田園風景

3) 緑の市街地

- ・身近な憩いの場や災害時の拠点となる公園などの適切な維持管理を行うとともに、河川や用水を活用した親水空間や個性ある街路樹の整備などに取り組み、快適な市街地環境を整備します。
- ・身近な緑化活動に関する市民の主体的な意識や活動を育み、地域コミュニティの醸成、各種団体の育成などに繋がります。



■緑の豊かな住宅地

4) 緑のランドマーク

- ・安養寺山や日向山などの里山環境は、緑のランドマークとして適切に保全するとともに、身近に自然とふれあえる貴重な環境として体験・学習の場、優れた風致を楽しめる場として適切に保全、活用します。



■安養寺山の観光道路

5) 顔となる緑

- ・栗東駅や手原・安養寺の市街地周辺では、個性ある公園・緑地などの整備やそれぞれをつなぐ緑豊かな街路樹整備により、質の高い快適な“水”と“緑”の環境を創造します。
- ・環境・産業拠点では、敷地周辺や屋上、壁面などへの積極的な緑化やアクセス道路の沿道緑化を推進し、緑の豊かな市街地を形成します。



■栗東駅

6) 緑の交流・憩い・レクリエーション拠点

- ・栗東健康運動公園など市内外の人々が多様な交流や日常的な憩いを楽しめる場として、周囲の自然環境を活かした多目的広場やレクリエーション広場などの整備を進めます。
- ・阿星・金勝連峰の山地周辺は、優れた自然や歴史・文化遺産の宝庫であり、これらを保全、活用しながら、環境学習や健康づくりの場としてもさらなる機能向上や利用促進に向けて整備を行います。

7) 緑のみち

- ・多くの来訪者や観光客などが行き交う主要な幹線道路沿道などは、市民や企業と連携し合いながら、緑豊かな個性ある街路樹整備などに取り組み、緑の快適な道路空間を創造します。



■いちょう通り



図 緑の将来像図

(3) 公園緑地の配置方針

1) 都市公園

- ・住区基幹公園は市民にとって身近な憩いの場であり、主として市街地内において安全に歩いて利用できることを基本として、土地利用状況や将来の土地利用計画、誘致圏などを総合的に考慮し、適切に配置を行い、整備推進に努めます。
- ・都市基幹公園は、広域的な視点のもと周辺市町における都市基幹公園との役割分担を踏まえつつ、本市におけるレクリエーション活動の拠点として広く市民の利用を目的として配置することとします。

種別		整備目標及び配置の方針
住区基幹公園	街区公園	・市街地に生活する地域住民の身近な憩いの場となるよう、将来の土地利用計画をもとに、誘致圏、国道1号や国道8号、東海道新幹線などの分断要素を考慮して適切に配置します。 ・特に、今後新たに配置する公園については、計画段階から地域住民の利用しやすさを重視した適切な配置や規模を促します。また、新市街地整備地区においては、新たな街区公園等の配置に努めます。 ・既設公園のうち、遊具や施設の老朽化、地域住民のニーズに合わないなど、改善を要するものについては、地域住民ニーズを把握しつつ、連携して再整備を進めていきます。
	近隣公園	・市街地に生活する地域住民の憩いの場として、また多様なレクリエーション機能を備えた比較的規模の大きな公園として適切な配置に努めます。
	地区公園	・多様化する地域住民の緑に対するニーズを踏まえつつ、地域住民の中心的なレクリエーション活動の場として適切に配置します。
都市基幹公園	総合公園	・市民の休息、観賞、遊戯・運動など総合的な利用に供することを目的として適切に配置します。 ・栗東健康運動公園については、既存の樹林地や水辺空間を活用し、市民のレクリエーションや運動の場として整備を進めます。
	運動公園	・本市固有の地形条件となる安養寺山などの恵まれた自然環境のもとで、市民のスポーツ活動、レクリエーション活動の中心拠点として、広く市民に利用されることを目的として適切に配置します。
特殊公園	風致公園	・市街地に隣接する里山環境は本市固有の資産であるため、特に市街地に隣接して良好な自然景観を形成している地区において、その風致の維持・活用を目的として配置します。

2) 公共施設緑地

①公園・緑地に準じる機能を持つ施設

- ・地域の実情を踏まえつつ、都市公園による身近な憩いの場が満たされない地区、現実的に都市公園の整備が困難な既成市街地においては、借地公園など※の配置を推進します。

※本市では、地域住民が相つどい、心のふれあいと地域連帯感を深めるため、自治会が行うみんなの広場などの設置事業等に対して、一定の範囲において広場整備や用地取得、用地借用に関する費用を支援しています。



■北中小路児童遊園

②公共施設における植栽地等

- ・市役所、学校教育施設などの公共公益施設、道路空間など、市民の日常生活において強い関わりを有する公共空間では、公共施設緑地として積極的に緑化を図ります。



■みどりのカーテン（市役所）

③緑地

- ・骨格となる河川や良好な自然環境を有する河川、周辺環境への影響を抑える緩衝機能を有する樹林地など、優れた都市環境の形成を図るための緑地を適切に配置します。

3) 民間施設緑地

- ・市域に多く点在する神社や寺院は、民間施設緑地として位置づけ、憩いの場としての活用方法や樹木の保存方法、所有者の保存意識の醸成などを検討しながら、緑地としての保全を促します。



■出庭神社

4) 地域制緑地

①風致地区

- ・安養寺山風致地区、上砥山風致地区、日向山風致地区は、今後とも本市固有の里山環境を保全する風致地区として配置します。
- ・阿星金勝風致地区は、眺望確保、優れた動植物・植生の保全、水源涵養の機能保全などを目的とした風致地区として配置します。

②自然公園区域

- ・阿星・金勝連峰を中心として三上田上信楽県立自然公園区域を配置し、隣接市との連携のもと一体的な維持・管理に努めます。

③生産緑地地区

- ・生産緑地地区は、緑地機能や多目的保留地機能の優れた市街化区域内の農地を計画的に保全し、将来的に公園として整備することで、良好な都市環境を実現するための制度であり、社会情勢や財政状況、農地所有者の営農意向などを把握しつつ活用する必要があります。
- ・市街化区域内の農地は、面整備などによる計画的な市街地整備に合わせて公園・緑地を整備することが想定されていますが、計画的な市街地整備が行われるまでは、多面的機能を有する農地として保全を図るとともに、体験学習の場としての活用を検討し、緑やオープンスペースの適切な配置に努めます。

④緑地協定

- ・地域で協力しながら積極的な緑地を推進する緑地であるとともに、市街地の優れた緑化拠点として緑地協定の積極的な締結を促します。
- ・現在、緑地協定を締結している地区は、今後も継続して計画的な緑化を推進し、緑豊かな生活環境、景観の形成を促します。

⑤工場等との緑化に関する協定

- ・都市環境を高める緑地の積極的配置のため、本市で操業する工場との協定制度を検討し、積極的な配置に努めます。



■工場の敷地周囲の緑化

(4) 緑の創出に向けた方策

1) 地域や市民の主体的な緑化活動の促進方策

- ・身近な地域への誇りや愛着を高め、快適な生活環境づくりを進めていくため、緑に関するイベントや講座の開催、緑化活動の実践などにより市民が主体的に身近な緑化活動に取り組む意識づくりや雰囲気づくりに取り組みます。
- ・戸建て住宅は生け垣の設置や玄関先を花で飾り、中高層マンションなど、一定規模以上の建築物は屋上緑化や壁面緑化を促進するなど、地域住民や事業者などの協働による緑化推進を目指します。
- ・地域の緑化活動として、高木を有する寺社境内地や集落内を流れる用水環境、空き地などの低未利用地などを活用した高木の植樹や個性的な花壇づくりを促すなど、地域の個性を大切に花と緑のまちづくりを進めます。



■地域主体の緑化活動

2) 民間による緑の創出の支援

- ・民間事業者などが主体的な緑の創出に取り組めるよう、関連する制度や事業に関する情報提供などの支援に取り組みます。

5. 安全・安心まちづくりの方針

＜5－1. 都市防災＞

（１）都市防災の基本的な考え方

災害から市民の生命・財産を守ることは、安全・安心な暮らしを実現する上で最も基本的な課題であり、近年の地震や異常気象の頻発化、都市化の進展に伴う大規模な都市型災害の発生、東日本大震災に見られるような大規模かつ複合的な災害発生の危険性も高まっていることに加え、本市では平成 25 年の台風 18 号による集中豪雨によって甚大な被害を受けたことから、その重要性はますます高まっています。

こうした大規模災害の教訓を活かしつつ、あらゆる災害に対する安全性を高めるため、関係機関との連携を図りながら、「栗東市地域防災計画」に基づき、都市基盤整備といったハード面、地域住民と一体となった地域防災力の向上などソフト面の対策を計画的に進めます。

（２）災害に強い都市づくりの方針

1) 災害に強い都市基盤の整備

●災害に強い市街地づくり

- ・道路、公園などを一体的に整備する土地区画整理事業など面整備事業の推進による総合的な市街地の防災能力の向上を図ります。
- ・十分な道路幅員が確保されておらず防災上の課題となっている^{きょうあい}狭隘道路の解消に向けて、仕組み（条例等）や沿道建築主への支援体制を検討します。
- ・新たな市街地整備に際しては、水害・土砂災害などの可能性を十分に検証し、自然と調和した開発を進めます。

●防災軸の構築

- ・避難路や災害物資輸送路としてはもちろん、ライフラインの収容空間、火災時の消火活動空間、防火帯としての道路の空間機能に配慮し、防災軸として整備を進めます。

●防災拠点の強化

- ・危機管理センターは災害時の災害対策本部の機能を有し、災害対策や救助・救援活動などの中枢となる施設であり、指定避難所は、地域の防災活動の拠点として、また、災害により被害を受けた人または受けるおそれのある人を受け入れ、保護するための施設であることから、建築物などの耐震性の向上や水害への備えの充実、ライフラインの強化など防災機能の向上を進めます。
- ・水防活動ならびに洪水時における河川管理施設の保全及び緊急復旧活動の拠点となる草津川防災ステーションでは、草津市等関係機関と連携した活用を進めていきます。
- ・誰もが安全に避難生活を送ることができるようにユニバーサルデザインの考え方に基づく施設の改修に取り組みます。
- ・緊急時の一時的な避難場所、救援活動の場ともなる身近な公園を確保するとともに、緊急時の消防水利として公園内に防火水槽の設置を進めるなど防災機能の強化に努めます。

●都市の不燃化・耐震化促進

- ・市街地内においては、火災による類焼を防ぐため、建築物の屋根の不燃化を促進し、特に建築物が密度高く建ち並ぶ商業地域及び近隣商業地域は、防火地域または準防火地域の指定など耐火構造の誘導策を検討します。
- ・「栗東市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断促進事業補助金など、市民が行う既存建築物の耐震化を支援し、地震に対する減災を図ります。
- ・避難路や災害時の主要交通路となる幹線道路沿道の建築物やブロック塀などの耐震・不燃化を推進し、緊急時における避難・復旧のための交通路確保に努めます。

●農業用ため池の安全性確保

- ・市内に点在する農業用のため池のうち 10 箇所が防災重要ため池に指定されていますが灰塚池や上鈎池は貯水量が多く、周辺に人家なども集積していることから、集中豪雨や地震による堤体の崩壊などが発生した際には甚大な被害が予想されます。
- ・これらの防災重要ため池は、堤体の状態を監視し、必要に応じて補強を行うなど安全性の確保に努めます。

2) 自然災害の防止・被害軽減対策の充実

- ・阿星・金勝連峰などの森林、これらを端とする河川、安養寺山などの里山などを有する特性を踏まえ、県や関係機関と連携を図りつつ、治山・治水事業、河川改修や護岸整備、計画的な維持管理により、土砂災害や風水害の防止・被害軽減対策を促進します。
- ・県や関係機関との連携のもと、特に危険度の高い区域については、原則として住宅などの新規立地を抑制するとともに、既存住宅の移転促進など、水害・土砂災害などの発生を十分に検討・確認を行い、安全・安心な土地利用を誘導します。

3) 防災体制の確立

●広域及び地域ぐるみの防災体制づくり

- ・草津市、守山市及び野洲市と締結済みの「災害時における相互応援・連携基本協定書」に基づき、広域的な災害応急対策、復旧対策を円滑に遂行します。
- ・地域住民による自主防災組織の組織化、防災訓練や災害時の避難体制、避難経路の確認など、地域住民の主体的な防災への取組を支援します。

●災害に関する情報の周知・徹底

- ・防災マップや洪水ハザードマップ（地先の安全度マップ、洪水浸水想定区域図）に基づき、浸水被害や土砂災害のおそれのある区域の危険の周知、災害時の迅速な情報提供も見据え、警戒避難体制の整備を進めます。

●災害時避難行動要配慮者への支援

- ・高齢者や障がい者、外国籍住民などが地域において災害時における避難支援を迅速かつ円滑に受けられる体制を整備することにより、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ります。

●災害物資の備蓄

- ・防災拠点への食料や毛布などの災害物資の備蓄を進めるとともに、市民の防災意識の向上、防災器具の準備など平時の備えを促します。

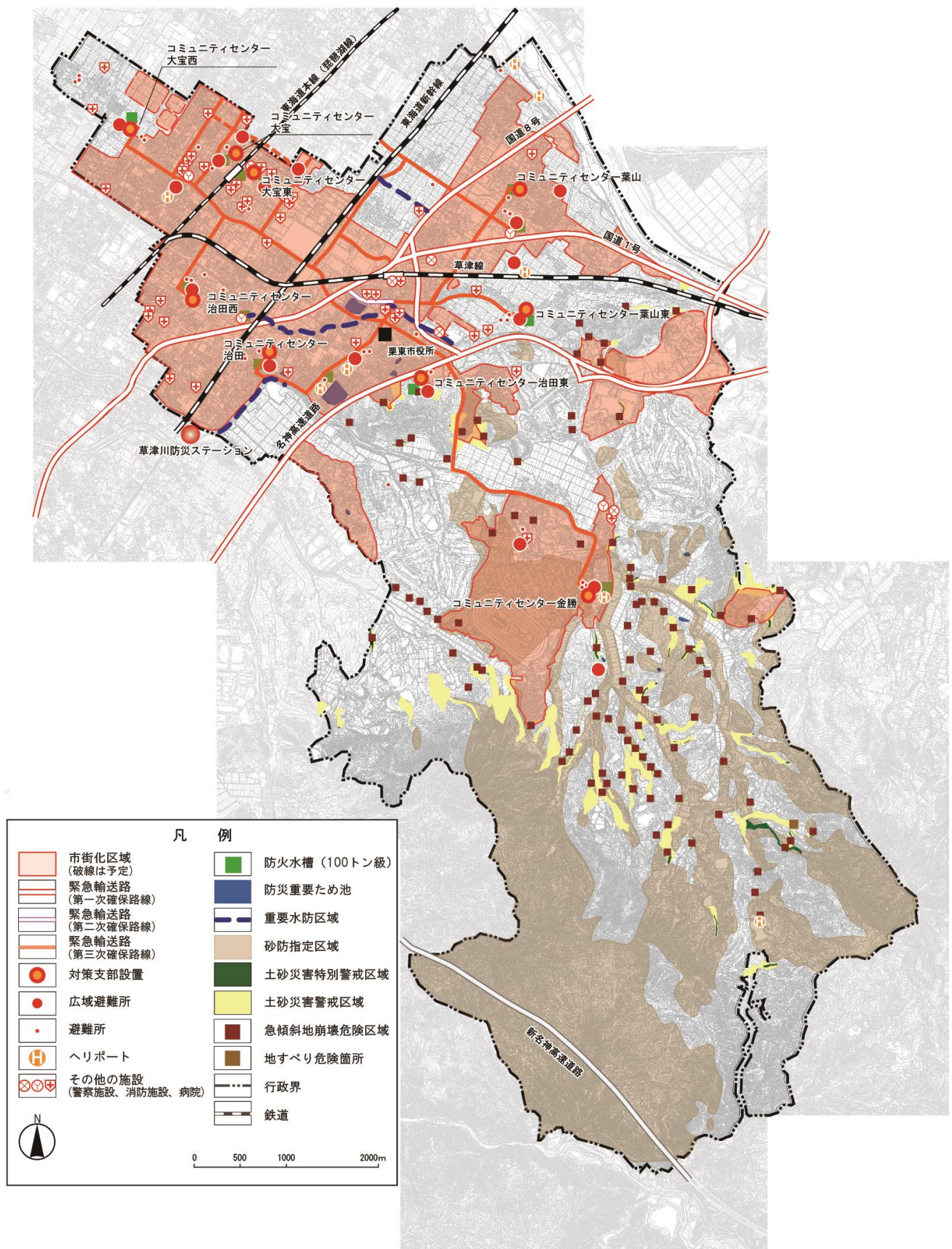


図 都市防災の方針図

＜5－2. 河川、上下水道＞

（１）河川、上下水道整備の基本的な考え方

河川及び上下水道は、安全性や衛生面といった都市環境の向上に関する基本的な都市施設であり、浸水被害の防止に向けた整備、魅力的な都市空間の形成に向けた、水質の保全や水辺空間活用に取り組みます。

（２）河川、上下水道の整備方針

１）治水安全度の向上

- ・市内を流下する主要な河川は天井川となっており、大雨の際には市街地に浸水被害が発生するなど、市民生活に大きな支障をきたしています。
- ・都市基盤の整備を進める上でも、河川改修の進捗が幹線道路整備に大きく影響し、市街地開発の際に大規模な調整池が必要となるなど、重要な課題のひとつとなっています。
- ・葉山川、金勝川、中ノ井川の改修、改良事業の促進、調整池の設備などの適切な維持管理等を関係機関に働きかけ、着実な治水安全度の向上を図ります。

２）魅力ある親水空間の形成・活用

- ・河川空間は、都市内において貴重な水と緑のオープンスペースであり、周辺環境の特徴を踏まえつつ、住民の身近な憩い、レクリエーションの場として活用を進めます。
- ・特に、周辺の農地や里山などと一体となった河川空間は、地域の貴重なまちづくり資源であり、ホテルや鮎などのキーワードのもとで自然体験や交流の場としての活用を進めます。
- ・水害の防止を基本としつつ、水辺に近づくことができる親水空間や堤防空間を活かした散策路づくりなど、おいが感じられる河川、水路の整備を進めます。また、水資源の循環にも配慮し、河床の浸透化を検討します。
- ・地域住民の知恵と力を活かし、ボランティア活動や交流事業の仕掛けのもと多様な人を巻き込みながら魅力的な親水空間の実現、河川の維持管理の取組を進めます。



■葉山川沿いの遊歩道

3) 上水道の整備

- ・環境の変化に的確に対応し、水質基準に適合した水を必要な量、持続的に利用することができるよう、自己水の維持と県の用水受水との合理性を図りつつ、市民が安心して利用できる水道を次世代に継承することができるよう、水源の安定確保、水質管理の充実、水道施設の耐震化、老朽化施設の更新を計画的に進めます。
- ・上水道の整備、水源の安定確保とあわせて、節水や水の循環利用など、貴重な水資源の有効活用を促進します。

4) 公共下水道の整備推進

- ・琵琶湖流域下水道(湖南中部処理区)の整備計画と整合を図り、本市公共下水道事業計画に基づき整備を進めます。また、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況や自然災害の発生等を考慮し、リスク評価などによる優先順位を付け、施設の点検・調査、修繕・改築を計画的に実施します。
- ・葉山川、金勝川の平地化事業や中ノ井川等その他一級河川の改修計画及び守山栗東雨水幹線事業の進捗に合わせて、浸水被害の解消や防除を図るため、市街地内の雨水を速やかに排出する雨水幹線の整備を推進します。
- ・「浅柄野地区農業集落排水処理施設」は、効率的な運用の観点から、公共下水道への接続により多機能施設への転換を検討していく必要があります。

表 公共下水道の整備目標（栗東市公共下水道事業計画）

	面積 (ha)	
	汚水	雨水
全体計画区域	2,898.9	2,856.8
事業計画区域	1,734.4	861.1

平成 28 年事業計画より

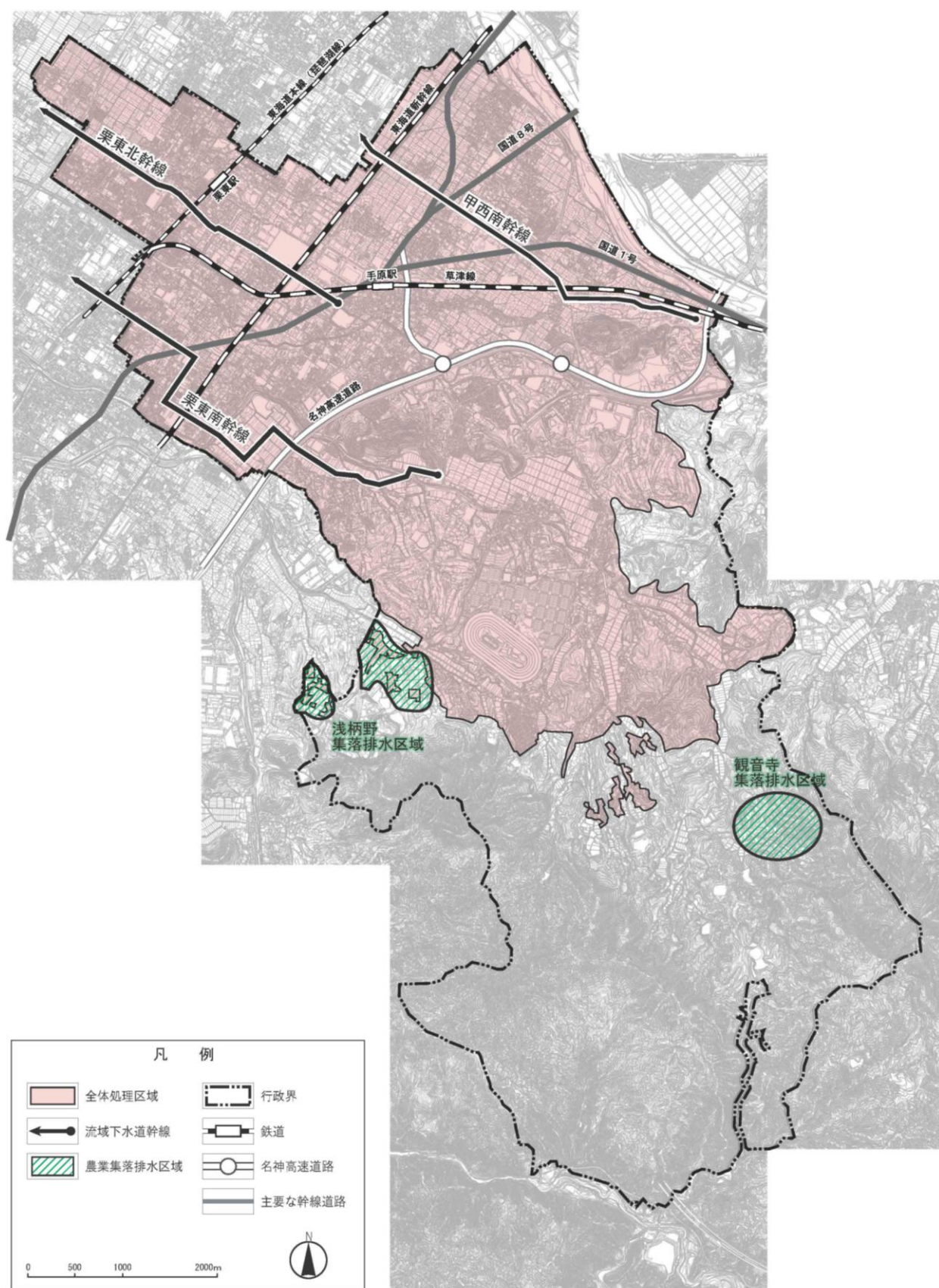


図 公共下水道整備方針図

6. 生活環境づくりの方針

＜6-1. 公益施設＞

（1）都市施設整備の基本的な考え方

健康で快適な生活環境の実現に向け、供給処理施設や教育施設など市民生活を豊かに支える都市施設の整備、充実に計画的に進めます。

施設整備に際しては、クリーンエネルギーや雨水の利用、周辺景観との調和、敷地緑化に取り組むなど、循環型社会の推進、景観創出の先導的役割を果たします。

（2）都市施設の整備方針

●栗東市環境センター

- ・市内全域から排出される一般廃棄物の焼却、再資源化施設として平成 15 年 3 月に竣工した栗東市環境センターは、環境負荷の少ない処理施設として維持管理に努め、ごみの再資源化や資源循環システムの情報を発信し、循環型社会の実現を目指します。
- ・廃棄物の再利用や処理に関する新たな仕組みや技術の導入など、環境の保全や経費の削減につなげる取組ならびに次期施設整備の検討を進めます。

表 栗東市環境センター

敷地面積	3.8 ha
処理能力	76 t / 日

●学校教育施設

- ・近年、本市の各小学校においては地域の立地状況や特性により児童数の増減にばらつきが生じています。こうした中、全国的には小学校の児童数減少や老朽化に伴う統廃合などがなされており、本市においても、既存の学校施設の有効活用とあわせて、小・中学校の通学区の弾力化や地域との連携による特色ある学校づくりの取組を検討します。
- ・学校の耐震化は既に完了しており、今後は、建設後 30 年以上経過している施設の大規模改修、50 年以上経過する施設の長寿命化改修により学校施設の老朽化対策を図ります。
- ・施設整備にあたっては、公共建築物などにおける木材の利用の促進に関する法律の主旨を踏まえ、木材の使用を図るとともに、うるおいある良好な教育環境を整えるため、学校緑化など環境に配慮した施設の整備を図ります。
- ・子どもたちが安心して学校で学ぶことができるように、防犯に配慮した安全な教育環境の整備に努めます。

●栗東墓地公園

- ・市内には、市民の墓地需要に対応するため、栗東墓地公園が1箇所供用され、緑に包まれた良好な環境の墓地として利用されています。引き続き、維持管理及び運営の効率化を図ります。

●火葬場

- ・本市の火葬については、近隣自治体の火葬場を利用する状況が続いていますが、高齢化の進展による火葬需要の増加が見込まれることから、広域行政を含めた火葬場の整備について検討を図ります。

＜6-2. 住宅宅地＞

（１）住宅宅地供給の基本的な考え方

住宅宅地は市民生活の基盤であるとともに、高齢社会に対応した福祉施策の要、さらに街並みを形づくるなど、都市環境の重要な構成要素であり、いつまでも住み続けたい暮らしやすい都市づくりにとっても重要です。また、近年は、高齢化の進展などに伴って、本市でも空家等が増加しており、若者世代の移住・定住、空家化の予防、適正管理、利活用などの空家等対策への取組も重要になっています。

このため、住宅・宅地の安全性の確保はもちろんのこと、まちづくりと連携した魅力的な居住環境の創出、保健・医療・福祉施策とも連携した住まい方、住宅ストックの実現に取り組めます。

地域の個性を活かし、多様化する居住ニーズに対応した居住環境の形成、住まいの供給を促進します。

（２）住宅宅地の供給方針

１）多様な住まい方ニーズに対応した魅力的な住環境づくり

- ・若者向けの住まいやファミリー層向けの住まい、高齢者向けの住まいなど世代によって異なる居住ニーズ、さらには自然に囲まれた暮らしへのニーズなど、多様化が進む居住ニーズに対応した住宅宅地が供給されるように環境整備を進めます。
- ・家族構成やライフスタイルの変化に応じて、空家等を活用した市内での住み替え、世代交代しながら地域社会を維持していく住まい方を支援します。
- ・道路、公園、下水道など都市基盤が整備された市街地内での住宅宅地の供給を促進するとともに、建築協定や緑地協定の締結により、良好な住宅地景観の形成を促進します。

２）居住水準の向上

- ・公営住宅の改善や良質な民間住宅供給の誘導などを総合的に展開し、高齢社会、環境と共生する循環型社会に対応する居住水準の実現に取り組めます。

(3) 住宅宅地の供給方策

●快適で魅力のある住環境づくり

- ・市街地中心部や歴史街道、田園地域など地域環境や特性と調和した多様で良質な開発、建築活動を誘導するため、地区計画制度などの活用、開発許可制度の適切な運用を進めます。
- ・地区計画制度や建築協定、緑地協定などの活用による良好な居住環境の形成を促進します。

●公的住宅の確保

- ・公営住宅は、住宅に困窮する低所得者のセーフティネットとして位置づけ、安全・安心な暮らしの確保に努めます。
- ・民間活力を最大限に活用し、高齢者向け優良賃貸住宅などの供給を促進し、高齢者や障がい者の居住の安定・確保に努めます。

●多様な住まい方への支援

- ・質の高い充実した住まいの実現を支援するため、分譲マンションの管理・修繕、高齢者対応仕様への改造、耐震診断など住宅の維持管理、建設に関する相談、家族構成やライフスタイルの変化に応じた住み替えが可能となる住宅情報の提供に努めます。
- ・多様な相談内容に的確に対応するため、専門家のネットワーク化、組織化など相談窓口を担う主体を幅広く検討します。
- ・家族構成やライフスタイルの変化に伴う住み替えが市内で循環されるように、家族世帯の充実した住環境の実現を基本としつつ、本市の特徴を活かした多様な住まい方や定期借地権制度などの各種制度に関する情報提供を進めます。

●空家等の利活用の促進

- ・地域やまちづくり団体、不動産事業者などの専門家との連携のもと、人口減少や地域活力の低下などの地域課題の解決に向けて空家等の利活用を促進します。
- ・本市の子育て世代が流出傾向にあることを踏まえ、空家を活用した子育て世帯向けの住宅活用を図ります。
- ・住宅宿泊事業法の成立などを踏まえ、地域との調和を図りつつ、空家等の利活用を進めることで、恵まれた自然環境の中で多様な人やモノ、情報などの交流を育む機能導入を図ります。

●高齢社会等に対応した住まいづくり

- ・民間事業者に対するユニバーサルデザイン住宅の啓発に取り組むとともに、大規模な住宅地開発、共同住宅建設では、関連法令等に基づき、誰もが快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインへの配慮を促します。
- ・高齢者世帯が安心して住み続けられるように、地域での高齢者の見守り活動やサービス付き高齢者住宅の普及啓発を図ります。

●都心居住の推進

- ・都心居住を促進するため、市街地中心部において、公共交通機関の利便性の向上を図りつつ、景観への配慮やユニバーサルデザイン対応など、まちづくりに寄与する良好な住宅（共同住宅を含む）の建設を誘導します。

●環境と共生する住まいづくり

- ・市街化調整区域における既存集落型の地区計画制度の活用地区では、周辺環境との調和を図り、緑化や景観形成の積極的な推進により、豊かな自然環境を味わいながら暮らすことができるゆとりある居住環境の形成を目指します。
- ・住まいへの自然エネルギーや雨水の循環利用システム、高断熱工法などの導入を促進します。また、地域材の積極的な活用や長寿命化設計、分別リサイクルによる廃棄物の削減など、環境共生型の住まいづくりを促進します。

＜６－３．医療・健康・福祉＞

（１）医療・健康・福祉のまちづくりの基本的な考え方

すべての市民が安全で快適にいきいきと活躍できる都市の実現を目指し、ノーマライゼーションの考え方のもと、社会生活上の様々な障壁を取り除く都市づくりを進めます。病院や社会福祉施設など、公益的施設等のうち一定規模以上の施設については、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき適切に整備を行い、住みよいまちづくりを推進します。

全国的な少子化傾向に対し、本市では低年齢児を中心に保育に対するサービスの需要が高く、保育園の待機児童の問題が生じています。次世代を担う子どもたちの健全育成の観点から、すべての子どもの権利を尊重することはもちろん、子どもの健やかな育ちを支える適切なサービスの提供や支えあう地域環境づくり、子育て家庭にやさしいまちづくり、子どもの健やかな成長を促す環境づくりを推進します。

大都市近郊にあって豊かな自然資源を有し、広域的な医療施設が立地するなど、本市の特性を活かして医療・健康・福祉に関する施設や機能を集約し、本市における総合的な医療・健康・福祉の拠点としての形成を進めるとともに、地域の身近な医療や福祉施設等と連携を図ります。

（２）医療・健康・福祉のまちづくりの推進方針

- ・生活に必要な施設が歩いて行ける範囲に確保され、徒歩や自転車、公共交通サービスを利用して日常生活を送ることができるコンパクトプラスネットワーク型の市街地形成を進めます。
- ・医療・健康・福祉拠点や公共公益施設、公園など多くの市民が利用する生活関連施設及びその周辺部のバリアフリー整備に加え、高齢者、障がい者なども利用する施設が集積する栗東駅周辺地区では栗東市バリアフリー基本構想に基づき、面的・一体的なバリアフリー整備を推進します。
- ・スポーツ・レクリエーションや散策、憩い、癒しの場など、市民の健康維持増進、子どもの健全育成に寄与する公園や遊歩道などの整備、充実を進めるとともに、交通手段のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・高齢者や障がい者の自立や介護に配慮した住宅のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を促進します。
- ・多様化、高度化する福祉ニーズに地域で応える「地域福祉」を推進するため、市民の福祉活動への参加を促進するとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、地域団体や社会福祉協議会、ボランティア組織、民生委員などの連携により、効果的な福祉活動を展開する地域福祉ネットワークづくりを推進します。
- ・地域子育て支援センターを中心に、親子交流事業や子育て相談体制、多様な情報の収集・提供、子育てサークルなどの育成や協働を推進します。また、多様化する保育環境やニーズに対応するために、地域の保育需要に応じた特別保育の実施、ひとり親家庭への支援を行うなど、子どもの健やかな育ちを支え合うまちづくりを推進します。

7. 交流のまちづくりの方針

(1) 交流のまちづくりの基本的な考え方

本市は、固有の自然、歴史、芸能・文学、食べ物・物産品、生活文化、拠点・イベントなど、数多くの地域資源を有しており、今後、更にまちの発展を持続的なものにしていくためには、それらの資源をまちの活力や賑わいの創出に結びつけていく必要があります。

このため、本市の魅力や知名度に繋がる数ある地域資源を今一度再確認し、磨き、育て、活用しつつ、交流・憩い・レクリエーションの拠点を中心として交流人口の増加を図り、市民の地域への誇りと愛着心の醸成、更なるまちの活力や賑わいの創出を目指し、交流のまちづくりを推進します。

(2) 交流のまちづくりの推進方針

●魅力ある地域資源を活かした交流のまちづくり

- ・本市の全国的な知名度を担う「馬」を身近に感じてもらえる取組を充実させ、市内外からの交流を促進し、まちの活性化に繋がっていきます。
- ・栗東健康運動公園は、多様な交流や市民の憩いの場となるよう、周囲の自然環境と調和し、交流・憩い・レクリエーション拠点にふさわしい場としての整備を進めます。



■施設見学

●周辺都市と連携した交流のまちづくり

- ・東海道、中山道の歴史街道は、交通の要衝としての貴重な歴史資産であるとともに、本市と草津市、守山市、湖南市等を結ぶネットワークであるという特性を活かし、周辺都市と連携しながら、地域主体の歴史街道のまちづくりを推進します。



■東海道ほっこりまつり

●森林地域と琵琶湖を繋ぐ交流のまちづくり

- ・金勝地域の交流・憩い・レクリエーション拠点周辺は、自然を活用した自然体験施設や金勝寺などの歴史・文化遺産の宝庫であり、これらの保全・活用を図りながら、森林地域と琵琶湖をつなぐ環境整備を進めます。



■金勝寺あかりの演出